下妻市における児童等に対する必要な支援を行う体制

下妻市

子どもへのリスク程度

低

子育て世代包括支援センター「にじいろ」（保健センター）

〇妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を実施
- 妊産婦等の支援に必要な実情の把握
- 妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導
- 関係機関との連絡調整
- 支援プランの策定

保健センターと子育て支援課が一体的に支援を実施

下妻市子ども家庭総合支援拠点（子育て支援課）

〇子ども家庭支援全般に係る業務
- 実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整

〇要保護児童及び要保護児童等への支援業務
- 危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、児童相談所の指導措置委託を受けて市が行う指導

〇関係機関との連絡調整

支援拠点が調整機関の主担当機関を担うことで、支援の一体性、連続性を確保し、児童相談所との円滑な連携・協働の体制を推進

〇その他の必要な支援
- 一時保護又は措置解除後の児童等が安定した生活を継続していくための支援 他

要保護児童対策地域協議会

〇関係機関が情報を共有し、連携して対応

福祉事務所
保育所
地域子育て支援センター
幼稚園　認定こども園
社会福祉協議会
学校・教育委員会
民生児童委員
医療機関
児童相談所
保健機関
保護司会
法務局
警　察

要保護児童対策調整機関

- 責任をもって対応すべき支援機関を選定

⇒主担当機関が中心となって支援方針・計画を作成
- 支援の進行状態確認等を管理・評価
- 関係機関間の調整、協力要請　等

役割分担・連携を図りつつ、常に協働して支援を実施

茨城県

高

茨城県筑西児童相談所

〇相談、養育環境等の調査、専門診断等（児童や家族への援助方針の検討・決定）
〇一時保護、措置（里親委託、施設入所、在宅指導等）
〇市町村援助（市町村相互間の連絡調整、情報提供等必要な援助）　等